

第 29 回スペクトル管理 SWG 会議議事録

1. 日時：

平成 17 年 12 月 2 日（金）10:00～15:30

2. 場所：

TTC 事務局 4 階 DE 会議室

3. 出欠者：

出席会員数/全会員数：23/27（出席者数に議長委任状 7 を含む）

出席委員数/全委員数：39/54（出席者数に議長委任状 14 を含む）

4. 議事資料：

議事次第、各種寄書

5. 議事要約：

5.1. 議事次第について承認

5.2. 遅延寄書の取り扱いについて

- ・ 遅延寄書 2 件<SMS-29-04>, <SMS-29-05> を本会合で取り扱うことを合意

5.3. 議事録担当 NTT 東日本

5.4. 第 28 回議事録を承認<SMS-29-01>

5.5. 課題表の確認<SMS-29-02>

- ・ き線点/分岐点設置の xDSL のスペクトル管理を新たな課題番号として整理し、第 28 回会合で提案された 4 件の課題を追加した。

5.6. き線点/分岐点設置の xDSL のスペクトル管理

(1) 基本的考え方<SMS-29-03,04,05>

- ・ まず計算により干渉の影響を具体的に評価し、評価結果をふまえてスペクトル管理手法、共存条件の検討を進める。
- ・ 干渉計算の実施にあたり、被干渉方式(守られる方式、共存する方式)を整理する。
- ・ 検討にあたっての計算パラメータなどは、JJ-100.01 第 3.0 版を踏襲する。

(2) 管理対象ケース<SMS-29-06,07,08, 12,13>

- ・ xDSL プロバイダが FTTR の xDSL 装置と同ユーザ端末装置との間の線路を所有する場合、および、xDSL 装置と同ユーザ端末装置がユーザビル内に設置する場合にはスペクトル管理対象としない。
- ・ き線点/分岐点設置 xDSL のスペクトル管理の検討にあたっての干渉計算は、0.5Km～5.0Km の範囲で行うこととし、引込み線はこの範囲に含まれると解釈する。

- ・ 検討にあたってのケース分けおよび優先順位 については、以下の通りとする。

ケース1(優先順位1) VDSL 装置1個の場合

ケース2(優先順位2) VDSL 装置複数の場合

ケース3(優先順位3) ADSL / VDSL 装置複数の場合

優先順位の考え方

検討を進める上での順番であり、全てのケースを検討した上でスペクトル管理標準への反映を行う。但し、議論が長期化する場合は、合意済みケースのみを先行してスペクトル管理標準へ反映する。

(3) 計算モデル < SMS-29-09,10,11,12,13 >

- ・ xDSL 装置1個の場合の干渉計算は SMS-29-10,11,13 に提示されたモデルで実施する。
- ・ G.992.1 Annex I を考慮し、2.2MHz までの干渉計算による評価検討を行う。ただし G.992.1 Annex I について別途保護判定基準を設けるか否かについては検討課題とする。
- ・ 検討にあたっては、まず各距離 L に対し、距離 M の値を変動させることで、干渉の影響が最悪となる距離 M を求め、この距離 M にて各方式を評価する。

L: 収容局に設置するxDSL 装置と同ユーザ端末装置間の距離 0.5Km ~ 5.0Km

M: き線点等に設置するxDSL 装置と同ユーザ端末装置間の距離

(4) 干渉実験 < SMS-29-14,15,16 >

- ・ SMS-29-14 にて、通信帯域外の信号(帯域外雑音)を受けると通信速度が低下する装置があることが報告された。本件は、装置性能に起因する問題であるためスペクトル管理標準本文への記載は行わないが、課題として取り扱い、参考情報等への反映を検討する。

6. 今後の予定

- ・ 第30回会合: 1月20日(金) 13:00 ~ 18:00 (会合後に12月22日(木)15:00 ~ 18:00に変更)
- ・ アドホック会合(コンビーナ: ソフトバンク BB 社)を別途開催する。